

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部の設置等について

## 資料 1

厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症について、そのまん延のおそれが高いと認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。（特措法第14条）



内閣総理大臣は、（当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、）閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする（同第15条）



政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない（同第22条）

※市町村町には対策本部の設置義務は（現時点では）生じない

### 特措法に基づく、都道府県対策本部について

#### ○所掌事務（同第22条）

当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務

#### ○本部員（同第23条）

都道府県知事（対策本部長）、副知事、都道府県教育委員会の教育長、警視総監又は道府県警察本部長、特別区の消防長、その他都道府県知事が当該都道府県の職員から任命する者

#### ○都道府県対策本部長の権限（同第24条）

#### ○医療等の実施の要請等（同第31条）

## 道立施設や道主催のイベント等の再開に係る考え方について

令和2年3月27日 新型コロナウイルス感染症対策チーム

これまで、本道における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、道立施設及び道主催のイベント等について、3月末まで休止または中止としていたところですが、政府の専門家会議の報告を踏まえ、4月以降は、以下の感染拡大防止に必要な対応が講じられている場合に限り、再開する。

### ○ 再開にあたって

#### 1 クラスター（集団）感染発生のリスクが高まる3つの条件の回避

- ・密閉空間であり、換気が悪い  
→定期的に外気を取り入れる換気を実施
- ・近距離での会話や発声がある  
→大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- ・手の届く距離に多くの人がいる  
→会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設ける  
など導線を工夫

#### 2 感染等を防ぐための徹底した対策・注意喚起を行う（主なもの）

- ・次の一つに該当する方の入場自粛  
→体調不良の方  
→過去2週間以内に発熱やかぜの症状のあった方  
→過去2週間以内に感染拡大している地域や国に訪問した方
- ・咳エチケットに準じ、声を出す機会が多い場面でのマスクの着用
- ・入場時の石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒
- ・施設内の共有物の消毒

#### 3 大規模イベント等については、さらに次のようなリスクに引き続き留意し慎重に対応する

- ・イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じるリスク
- ・人が集まることに伴う各地での拡散リスク
- ・それにより感染者が生じた場合のクラスター対策が困難であるリスク

# 4月以降の道立施設の再開について

新型コロナウイルス感染症対策チーム

これまで休館していた道立施設について、4月以降は感染拡大防止措置を講じた上で、次のとおり再開する。

## 1 施設及び再開予定日一覧

施設名	再開予定
北方四島交流センター（二・ホ・口）	4/1～
北海道知事公館	4/1～
北海道立総合博物館	
北海道博物館	4/1～
北海道開拓の村	4/1～
自然ふれあい交流館	4/1～
オホーツク流氷科学センター	4/1～
北見体育センター *トレーニング室は当面休止	*4/1～
アイヌ総合センター	4/1～
北海道立図書館	4/1～
近代美術館	4/18～
三岸好太郎美術館	4/1～
旭川美術館	4/4～
函館美術館	4/1～
帯広美術館	4/1～
北方民族博物館	4/1～
文学館	4/1～
釧路芸術館	4/1～
埋蔵文化財センター	4/1～

道立体験活動支援施設	再開予定
ネイパル砂川	再開に 向け 検討中
ネイパル深川	
ネイパル森	
ネイパル北見	
ネイパル足寄	
ネイパル厚岸	

道立公園施設	再開予定日
真駒内公園	4/1～
子どもの国	4/1～
オホーツク公園	4/1～
宗谷ふれあい公園	4/1～
ゆめの森公園	4/1～
道南四季の杜公園	4/1～
十勝エコロジーパーク	4/1～
噴火湾パノラマパーク	4/1～
サンピラーパーク	4/1～
オホーツク流氷公園	4/1～

## 2 再開に当たって講じた主な感染防止の取組

- 定期的に外気を取り入れる換気を実施
- 近距離での会話を控えるよう、来館者へ呼びかけ、張り紙等掲示
- 混雑時における入館者調整（入館時間、導線等）
- マスク着用、入場時の手洗いを依頼など（施設内に掲示）

注) 各施設の具体的な取組及び利用にあたっての留意事項等については、施設のホームページでお知らせします。

## 資料 4

知調二発第 182 号  
令和 2 年 3 月 27 日

各都道府県知事 様

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部本部長  
全国知事会会长 飯泉 嘉門  
( 公 印 省 略 )

就職や進学等に伴い転出される皆様に対する新型コロナウイルス  
感染症拡大防止に関する注意喚起について（お願い）

これから 4 月を迎える、就職や進学等の機会が増えてくることと存じます。

昨日開催しました、「第 3 回全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部」において、鈴木北海道知事から、就職や進学等で転出される皆様に対する注意喚起の全国的な取組について提起があり、対策本部においてもそのことを確認しました。

新年度に向けた就職や進学等のため、全国各地から東京都を初めとする感染が拡大している地域に転出される方が多い時期にあることを念頭に、全都道府県が連携して住民の方々に感染拡大に向けた注意喚起を行い、行動変容を促していくことが必要です。

各都道府県におかれましては、今後の感染者の爆発的増加やロックダウン（都市封鎖）などの最悪の事態を回避し、1 日も早く感染拡大の事態を収束させるため、昨日、首都圏の 1 都 4 県知事が発表した共同メッセージ（別紙）を参考に、就職や進学等で転出される皆様を念頭に、次の点について注意喚起していただきますよう、お願い申し上げます。

### 《呼び掛ける主な内容》

- 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の条件が重なる場所を避けるための行動をとって下さい
  - 特に感染の発見が難しい若年層の皆様の慎重な行動をお願いします
  - 人込みへの不要不急の外出を自粛して下さい
  - イベントなどへの参加を自粛して下さい
- \* これら以外にも、地域の特性に応じた取組をお願いします。

担当 : 調査第二部  
TEL 03-5212-9131  
FAX 03-5210-2020  
E-mail cho2adm@nga.gr.jp

## 《 知事共同メッセージ 》

新型コロナウイルス感染症は、今、世界各地で猛威を振るっています。我が国の感染状況は引き続き持ちこたえておりますが、都市部を中心として、感染源の分からぬ、あるいは、海外から帰国された感染者が増えており、感染が拡大傾向にあります。

私たちもこれまで感染拡大を防止するため、様々な対策を幅広く講じてきました。今後、感染者の爆発的な増加やロックダウン（都市封鎖）などの最悪の事態を回避するため、私たちは連携し、断固たる決意を持って対策を進めてまいります。

同時に、この難局を乗り切るためにには、住民の皆様や企業の皆様のご協力が何よりも重要となります。皆様一人ひとりにも、それぞれの都県から要請されている次の点にご理解・ご協力をいただき、1日も早くこの事態を共に終息させましょう。

- 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の条件が重なる場所を避けるための行動
- 特に感染の発見が難しい若年層の皆様の慎重な行動
- 人混みへの不要不急の外出自粛
- イベントなどの自粛
- テレワーク、時差通勤、在宅勤務などの実施

埼玉県知事 大野元裕 千葉県知事 森田健作  
東京都知事 小池百合子 神奈川県知事 黒岩祐治  
山梨県知事 長崎幸太郎

# 資料 5

総務 第 5877号  
令和2年(2020年)3月27日

各部(局)代表課長  
各(総合)振興局副局長  
企業局総務課長  
道立病院局病院経営課長  
議会事務局総務課長  
監査委員事務局総括監査課長  
人事委員会事務局総務審査課長  
労働委員会事務局総務審査課長  
様

総務部総務課長  
総務部人事局人事課長  
総務部人事局職員厚生課長

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出張等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、首都圏を中心として全国的な感染拡大が続いている。昨日には、政府に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されるとともに、人混みへの不要不急の外出自粛などを住民に求める東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県の1都4県による知事共同メッセージが発出されたところです。

こうした状況を踏まえ、職員の首都圏を含めた各地への旅行については、次の留意事項を所属職員等に周知の上、職員の健康管理と感染防止を徹底してください。

### 記

#### 1 職員の出張について

今後予定している首都圏など各地への出張については、出張先の感染状況等に十分留意するとともに、緊急度等も考慮しながら、必要性や日程の変更を検討するなど、適切に取り扱うこと。

#### 2 職員の私用の旅行について

職員の私用による各地への旅行についても、上記1と同様の注意をはらうこと。

#### 3 職員の赴任について

令和2年4月1日付け人事異動に伴う赴任については、赴任先の感染状況等に十分留意して赴任すること。

なお、職員又はその同居者に発熱などのかぜの症状がある場合には、「赴任の取扱い等について（令和2年3月9日付け人事第2751号）」及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う取扱い等について（令和2年3月19日付け事務連絡）」により適切に取り扱うこと。また、新規採用職員についても同様に取り扱うこと。

(総括グループ)  
(組織グループ)  
(健康増進グループ)

人 事 第 2979 号  
令和2年(2020年)3月27日

各 部 (局) 代 表 課 長  
各 (総合) 振興局副局長様  
労働委員会事務局総務審査課長

総務部人事局人事課長  
総務部人事局職員厚生課長

#### 海外から帰国した職員に関する服務上の取扱い等について（照会）

海外から帰国した職員につきましては、令和2年3月19日付け事務連絡の1の「職員の健康及び休暇等の取扱いに関する留意事項」において、海外渡航歴のある職員（着任前の新規採用職員を含む。）の健康状態については、特に留意するようお願いしていたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の一環として職員の海外渡航歴に関する調査を行うこととしましたので、次により回答願います。

また、帰国後14日間を経過していない職員（無症状の者も含む。以下「未経過職員」という。）につきましては、自宅において健康状態の経過観察を行うこととし、その間の取扱いを次のとおりとしますので、所属職員等に周知の上、職員の感染防止を徹底してください。

#### 記

##### 1 海外渡航歴調査

###### (1) 調査対象者

各部局の職員（臨時職員、特別職非常勤職員及び会計年度任用職員を含む。）

###### (2) 調査基準日

令和2年4月1日（赴任期間中につき着任前の職員も含まれることに留意すること。）

###### (3) 回答方法

令和2年3月18日以降に帰国する職員（公務外のもの及び予定も含む。）について、該当がある場合は、別添調査票により各部局でとりまとめ、職員厚生課健康増進グループ（[somu.kosei2@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:somu.kosei2@pref.hokkaido.lg.jp)）まで回答すること。

###### (4) 回答期限

令和2年4月6日（月）まで

###### (5) その他

回答期限以後に海外渡航歴を有する職員が生じた場合には、当面の間、その都度、(3)の方法により回答すること。

## 学校再開に当たっての留意事項（概要）

新学期、学校再開に当たっては、文部科学省からの通知やQ & Aなどのほか、以下に留意する。

### 【全ての学校が講すべき措置】

- ・「健康観察シート」による毎朝の検温及び風邪症状の確認（登校時に教職員が確認）
- ・発熱や風邪症状のある場合は登校させない
- ・休み時間中、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、教室等のこまめな換気を実施
- ・マスクの装着（市町村から各家庭やPTAに対し手作りマスクの作成を依頼）

### 【具体的な取組例】

- ・児童生徒等が向かい合わせにならない（授業、給食時）
- ・入学式については、卒業式と同様に取り扱う。小学校では、実施方式を工夫した上で、保護者の参加可能
- ・給食は、配食当番など特定の者に限定し、事前に健康状況等を確認・記録
- ・部活動の活動時間等は道の方針を厳守。
- ・運動部活動は、対人で密着した状態で行う練習は避け、必要な体力を高めるなど、練習方法を工夫
- ・吹奏楽部や合唱部などは、向かい合って練習を行ったりしない。
- ・スクールバスではマスクを着用する。
- ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察・健康相談等の実施
- ・「歌唱」や「武道」、「調理実習」「実験」の学習を2学期以降に実施するなどの授業の工夫

### 【臨時休業等の取扱い】

#### ○ 出席停止の取扱い

- ・児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合
- ・児童生徒等が濃厚接触者又は同居する家族が濃厚接触者と特定された場合

#### ○ 臨時休業の判断

- ・児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合、保健福祉部局からの助言を踏まえ、臨時休業を検討